

宮代町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年2月

宮代町教育委員会

## 【目 次】

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 4

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。教育職員の業務量の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、宮代町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

### (2) 対象

本計画は、宮代町教育委員会が服務監督を行う学校の職員のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

### (3) 宮代町の現状

宮代町では、令和4年4月に改訂された、埼玉県の学校における働き方改革基本方針をもとに、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

これによると、時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校教頭31%、小学校教諭30%、中学校教頭28%、中学校教諭40%と高くなっている。また、年間360時間を上回る割合も小中とも教頭、教諭が高くなっている。授業準備や部活動などの業務の負担感が大きくなっており、空き時間や放課後の時間を確保することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況（小学校）】

	年平均 (時間)	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年360時間を 上回る割合	年休取得 (日)
校長	19.0	0%	0%	0%	10.5
教頭	37.1	31%	2%	75%	13.5
教諭	31.6	30%	1%	62%	12.9
養護 教諭	21.4	2%	0%	0%	11.3
栄養 教諭	19.8	0%	0%	0%	13.0

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（中学校）】

	年平均 (時間)	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年360時間を 上回る割合	年休取得 (日)
校長	23.1	0%	0%	33%	21.6
教頭	36.3	28%	0%	100%	12.2
教諭	35.3	40%	1%	69%	13.0
養護 教諭	14.3	0%	0%	0%	14.7
栄養 教諭	34.0	0%	0%	100%	9.0

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下、1年間の時間外在校等時間が360時間以内の割合を100%にする
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間未満にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる  
【令和6年度教職員平均 9%】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2029年度（令和11年度）

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和11年度予算を目途に公会計化を実施する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・水泳指導の民間委託を進めることにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

◇部活動

- ・順次、休日の中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、みんなが先生制度を活用し外部指導者の配置拡充を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等を町内すべての学校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和12年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・ 定時退勤日を月 1 回、定時退勤ウィークを年 1 回以上設定し、長期休業および埼玉県民の日に一斉閉庁日を設定する。
- ・ 1 1 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、宮代町教育委員会の HP で公表するとともに、定例教育委員会および総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、勤怠管理システム等で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときには、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。